

～公益法人だより～

第25号 令和8年(2026年)3月17日
滋賀県総務部総務課 発行

目次

- 1 認定法改正に係る留意事項（一部）
- 2 新しい公益信託制度について
- 3 県有地の貸借に係る契約満了時等における原状回復義務のための費用への備えについて（再掲）

凡例

- 認定法：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）
- 公益認定等ガイドライン：公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）（内閣府公益認定等委員会・内閣府大臣官房公益法人行政担当室）

1 認定法改正に係る留意事項（一部）

令和6年に認定法等が改正され、令和7年4月1日に施行されてからもうすぐ1年になるとうとしています。

認定法等の改正に伴い、定期提出書類等の様式についても段階的に変更がありますので、ご留意くださいますようお願いいたします。

実施方法等については検討中ですが、来年度も「定期提出書類の作成等に関する説明会」の開催を予定しております。開催前に改めてお知らせいたしますので、ご参加いただければ幸いです。

制度改正の詳細については、改めて手引きや公益法人 information 等をご確認いただきたいと思います。以下、よくいただく質問事項から一部をご案内いたします。

なお、改正認定法の施行日前に開始した事業年度に係る定期提出書類の作成については、[定期提出書類の手引き【令和7年3月31日までに開始した事業年度用】](#)をご確認ください。

- [定期提出書類の手引き【令和7年4月1日以降に開始した事業年度用】](#)
- [公益法人 information（国・都道府県公益法人行政総合情報サイト）](#)

□ 令和6年公益法人会計基準への移行と収支予算書の関係等

このことについては、[【内閣府 公益法人メールマガジン 第223号 令和7年7月23日発行】](#)で案内されています。

収支予算書について、特定の様式に基づいて作成することを求めるものではなく、認定法施行規則第48条第1項から第5項までの定めにより作成いただければ問題ないとされています。

令和6年公益法人会計基準へ移行後は、収支予算書の様式も当該会計基準に合わせることで予実管理の観点から合理的であるとされていますが、メールマガジンを参考に、各法人でご検討いただければと思います。

また、令和6年公益法人会計基準の適用について、「令和10年(2028年)4月1日前に開始する事業年度までは、本会計基準等によらず従前の会計基準を引き続き適用することができる。」とする経過措置が設けられています。経過措置期間中に、顧問税理士様等とご相談のうえ、移行への準備をお願いいたします。

➤ [令和6年公益法人会計基準](#)

□ 事業報告への「法人の運営体制の充実を図るための取組」等の記載

このことについては、[【内閣府 公益法人メールマガジン 第227号 令和7年9月24日発行】](#)で案内されています。

法改正により、公益法人には自主的かつ自律的なガバナンスの充実を図ることがさらに求められることとなりました。

具体的には、令和7年4月以降に開始する事業年度に係る事業報告に、「各事業年度における公益目的事業の実施状況」とともに「法人の運営体制の充実を図るための取組」として、法人が自主的に行ったガバナンス体制の充実を図るための取組の記載が必要になります。各法人におかれましては、記載漏れのないようご留意いただくとともに、事業報告の構成等を前年度から変更する必要がないか、ご確認をお願いいたします。

各事業年度における公益目的事業の実施

公益認定等ガイドラインでは、次のとおり示されています(206ページ～)。

公益目的事業の実施状況として、申請書に記載され、事業計画において具体的な実施方法や規模等が示された公益目的事業の実績(実際にどのように実施されたのか)を示すことが求められる。事業の公益性を確保する取組の実績(チェックポイントに適合することの説明、事業計画書に記載された事項の取組の説明等を含む。)や、申請書において、事業報告に記載する旨記載されている事項についての記載が必要である。また、申請書に記載された公益目的事業との対応関係(公1-1等の公益目的事業の体系の中での位置付け)を明らかにする必要がある。このほか、公益目的事業の質を改善するための自主的な取組、公益目的事業の成果や、公益目的事業の実績に対する測定・評価(インパクト測定・マネジメント等)などについて記載するなど、より一層の透明性の確保を図ることが望ましい。 等

法人の運営体制の充実を図るための取組

メールマガジンに記載の例や【[公益法人の自主的・自律的ガバナンス強化のための調査報告書](#)】等をご参考になさってください。

□ 申請書記載事項の簡素化等

公益認定等ガイドライン 35 ページのイメージ図のとおり、変更認定を受けることで、申請書記載事項の簡素化を行うことができます。

なお、簡素化を目的とした変更認定申請は認められておらず、新規事業の機会にあわせて、簡素化を行うこととなります。

また、公益目的事業の変更に係る届出について、事業の追加等を申請書記載事項に反映することができなくなるなどの変更があったほか、軽微な変更のほとんどで届出が必要となっています。

定期提出書類の審査時等に、認定事業（申請書記載事項）と実際の事業実施状況とに齟齬がないか、確認を行っているところです。ご理解のうえ、照会事項等に対してご協力いただきますようお願いいたします。

また、法人様において、事業計画書等の「別紙2」作成時に、認定事業（申請書記載事項）と実際の事業実施状況との間に乖離が生じていることを認識された場合や、新規事業の実施など事業内容を変更される場合は、一度、担当者までご相談いただけますと幸いです。

□ 備置き書類

「[滋賀県公益法人等立入検査実施要領](#)」の「備置き書類一覧（閲覧請求別）」を参考に、毎年度の備置き書類に漏れないよう、ご確認をお願いいたします。

□ 中期的収支均衡

制度改正前の収支相償についても、単年度で利益を出してはならないという規律ではありませんでしたが、中期的収支均衡に改正されたことで、黒字は5年間で解消（過去の赤字と通算可）等となり、より柔軟な財務運営等が可能とされているところです。

公益目的事業に係る特定費用準備資金と資産取得資金とを統合した新たな制度である「公益充実資金」が創設され、公益目的事業のために将来必要な資金を柔軟に積み立てることも可能になりました。

なお、制度改正前に発生した剰余金の取扱いについて、公益認定等ガイドライン 153 ページの【行政庁による監督の考え方】等に記載がありますので、ご確認いただくとともに、発生から2年以上が経過した剰余金が解消されずに残っている状態が続くことのないよう

ご注意ください。

また、剰余金解消目的等のために取得した公益目的保有財産の減価償却費について、制度改正前は収支規律には影響しないところでしたが、令和7年度以降は変更がございますので、併せてご注意ください。詳細は、[【内閣府 公益法人メールマガジン 第 238 号 令和 8 年 3 月 11 日発行】](#)をご参照ください。

2 新しい公益信託制度について

令和8年4月から新しい「公益信託制度」が始まります。

公益信託とは、契約・遺言により委託者から受託者（担い手）に託された財産を用いて、受託者が「委託者の想い」に沿った公益活動を継続的に行う仕組みです。

今般、公益信託制度が抜本的に見直され、民間の公益活動のより身近なツールとなりました。

制度の詳細については、[公益法人 information \(国・都道府県公益法人行政総合情報サイト\)](#)の「[公益信託を知る](#)」からご確認ください。

県の相談窓口は県ホームページ「[公益信託制度](#)」でご案内しております。

公益法人の皆様におかれては、今後、「受託者」となることなどが想定されます。

委託者から契約等の依頼があった際は、当課が相談窓口等となりますので、お知らせいただきますようお願いいたします。

3 県有地の貸借に係る契約満了時等における原状回復義務のための費用への備えについて（再掲）

（以下は、公益法人だより第22号～第24号に掲載した記事ですが、注意喚起のため再度掲載しております。）

公益法人や移行法人が県や市町から使用許可を受けたり貸借契約を結んだりすることにより県有地や市有地の上に建物等の有形固定資産を所有している場合、通常は期間満了等による土地の返還時には、原状回復義務が課されています。

この原状回復義務を履行するためには、法人は有形固定資産を除却する必要があり、当該有形固定資産に係る将来の負担を予測し、費用負担に備えることが求められます。

その方法としては、法人が自主的、計画的に資金を積み立てる方法のほか、令和5年(2023年)11月15日付けの内閣府 公益法人メールマガジン第181号で紹介されている「資産除去債務」を計上する方法が考えられます。

「資産除去債務」を計上する場合は、償却期間を何年とするか等、普段取引のある顧問税理士等にもご相談いただき、ご対応をお願いします。

おわりに

関係各位におかれましては、日頃から本県公益行政にご理解とご協力を賜り、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

3月以降の決算法人（事業年度 4/1～）の皆様におかれては、令和8年中にご提出いただく「事業報告等」について、様式の大幅な変更があります。

業務等でご多用のことと存じますが、手引き等をご確認いただき、早めにご準備いただければ幸いです。

なお、公益認定等ガイドラインにおいては「定期提出書類の提出懈怠は明確な法令違反であり、法人のガバナンス能力が疑われる事案」とされておりますので、どうぞご留意くださいますようお願い申し上げます。

滋賀県総務部総務課
公益法人・宗教法人係
電話：077-528-3145
メール：ba0007@pref.shiga.lg.jp